

# **制限付一般競争入札参加ガイド**

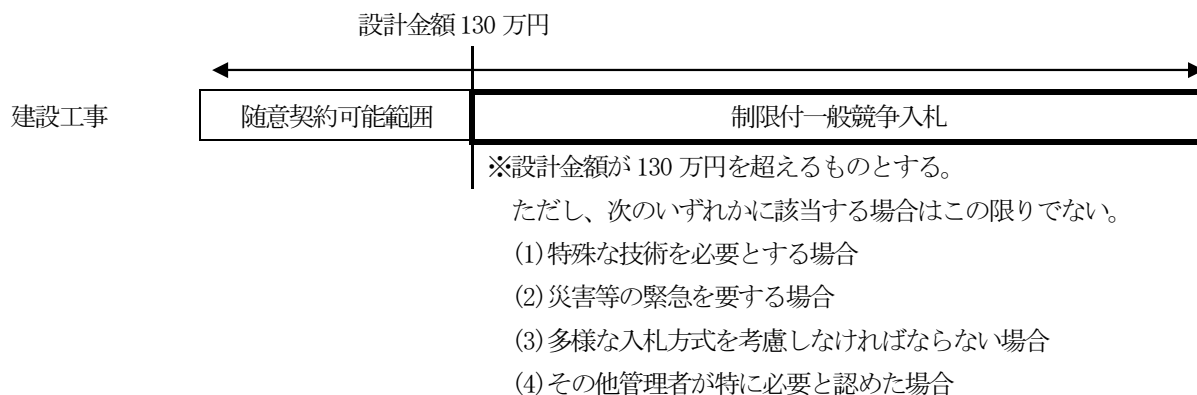
平成27年4月

喜多方地方広域市町村圏組合

# I 喜多方地方広域市町村圏組合制限付一般競争入札制度改正の概要

## 1 建設工事

### (1) 設計金額別入札方法



### (2) 入札参加資格

○制限付一般競争入札に参加するものに必要な資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- ①建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていること。
- ②喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
- ③施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④喜多方地方圏域内業者(注1)とする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない(注2)。
- ⑤建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を適正に配置できること。
- ⑥指名停止を受けていないこと。
- ⑦会社更生法に基づく更正手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者でないこと。
- ⑧有資格者名簿の格付等級及び入札参加可能範囲に係る入札参加資格の設定は、その都度発注ごとに設定する。

(注1)：喜多方地方圏域内業者とは、喜多方市又は北塩原村若しくは西会津町に本店又は支店若しくは営業所等を有する者であること。ただし、支店若しくは営業所等にあつては、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1)「喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿」に登録され、見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。
- (2)「法人設立事業所等設置申告書」が喜多方地方の市町村税務課で受付され、法人市町村民税を納付している者であること。

(注2)：工種によって喜多方地方圏域内業者数が少ないことなどにより、競争性が確保できない場合は地域要件を拡げることとする(圏域内から圏域外へのエリアの拡大)。

※入札参加資格については、上記に定める事項のほか、次に掲げるものの中から必要に応じて定めることができるものとする。

- ・配置技術者の要件
- ・同種又は類似建設工事等履行実績
- ・同規模建設工事等履行実績
- ・その他必要な事項

※制限の付加及び変更をしようとするとき及び次に掲げる場合は、事務局長及び事務局財政係と協議の上定めるものとする。

- ・工事の特殊性等から、入札方式を変更する場合
- ・入札参加資格要件を変更する場合

(3) 工種別格付け

○制限付一般競争入札実施要綱に準じ必要に応じて発注ごとに定める。

(4) 設計図書等の閲覧

○設計図書等の閲覧は当該公告において指定する期間、指定する場所において閲覧に供する。

また、業者が設計図書等に質問がある場合は、公告で定める期限までに質問書により質問することができる。

(5) 入札の方法

○制限付一般競争入札の入札方法は「来庁による入札」とする。

**※平成27年4月以降の工事入札については、価格内訳書（様式第5号）が必要となります。**

**入札時に価格内訳書の提出がない場合、価格内訳書の合計金額と入札書の記載金額が異なる場合は、無効となります。**

(6) 審査の方法

○入札参加資格の確認は、開札終了後速やかに入札資格確認に必要な関係書類の提出を求め、落札候補者の入札参加資格の確認を行う「事後審査」方式とする。

(7) 最低制限価格制度の採用

○設計金額が130万円を越える建設工事については、「最低制限価格制度」を採用する。

(8) その他

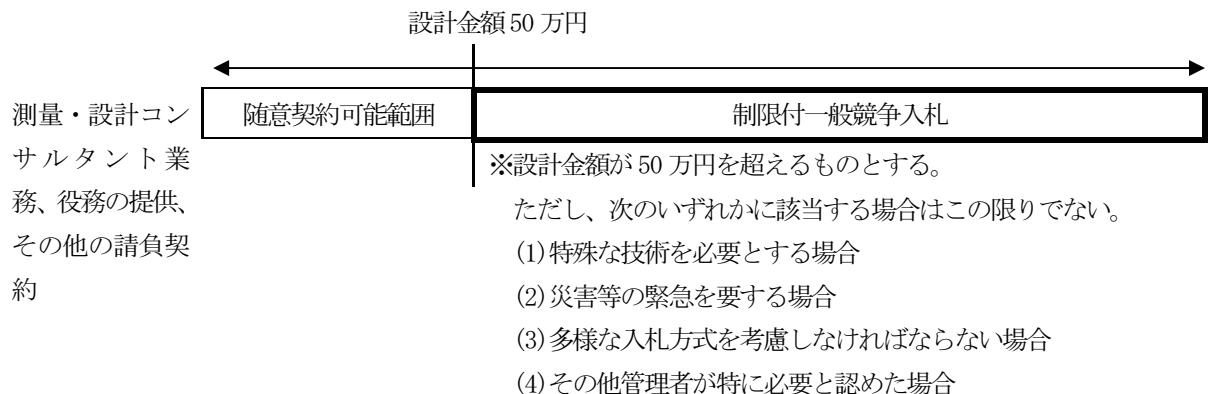
○入札の公告⇒本庁前掲示板で掲示するとともに、組合HPに掲載する。

○入札回数⇒2回を限度とする

○入札結果の公表⇒落札決定後速やかに事務局での閲覧、組合HPへの掲載により、結果を公表する。

## 2 測量・設計コンサルタント業務、役務の提供、その他の請負契約

### (1) 設計金額別入札方法



### (2) 入札参加資格

- 制限付一般競争入札に参加するものに必要な資格要件は、次に掲げるとおりとする。
  - ①喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
  - ②施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ③喜多方地方圏域内業者(注 1)とする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない(注 2)。
  - ④業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けていること。
  - ⑤指名停止を受けていないこと。
  - ⑥会社更生法に基づく更正手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者でないこと。
- (注 1、注 2 については建設工事と同様)

### (3) 設計図書等の閲覧

- 設計図書等の閲覧は当該公告において指定する期間、指定する場所において閲覧に供する。
- また、業者が設計図書等に質問がある場合は、公告で定める期限までに質問書により質問することができる。

### (4) 入札の方法

- 制限付一般競争入札の入札方法は「来庁による入札」とする。

### (5) 審査の方法

- 入札参加資格の確認は、開札終了後速やかに入札資格確認に必要な関係書類の提出を求め、落札候補者の入札参加資格の確認を行う「事後審査」方式とする。

### (6) 最低制限価格制度の採用

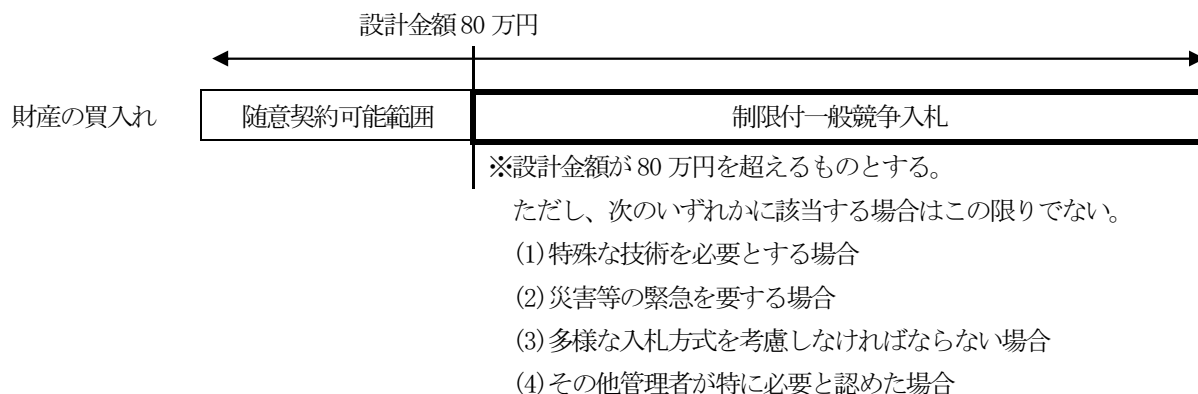
- 設計金額が 50 万円を超える対象業務については、案件ごとに「最低制限価格制度」の採用の有無を定める。

### (7) その他

- 入札の公告⇒本庁前掲示板で掲示するとともに、組合 HP に掲載する。
- 入札回数⇒2 回を限度とする
- 入札結果の公表⇒落札決定後速やかに事務局での閲覧、組合 HP への掲載により、結果を公表する。

### 3 財産の買入れ

#### (1) 設計金額別入札方法



#### (2) 入札参加資格

- 制限付一般競争入札に参加するものに必要な資格要件は、次に掲げるとおりとする。
- ①喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
  - ②施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ③原則喜多方地方広域圏内業者(注 1)とする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない(注 2)。
  - ④業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けていること。
  - ⑤指名停止を受けていないこと。
  - ⑥会社更生法に基づく更正手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者でないこと。
- (注 1、注 2 については建設工事と同様)

#### (3) 設計図書等の閲覧

- 設計図書等の閲覧は当該公告において指定する期間、指定する場所において閲覧に供する。  
また、業者が設計図書等に質問がある場合は、公告で定める期限までに質問書により質問することができる。

#### (4) 入札の方法

- 制限付一般競争入札の入札方法は「来庁による入札」とする。

#### (5) 審査の方法

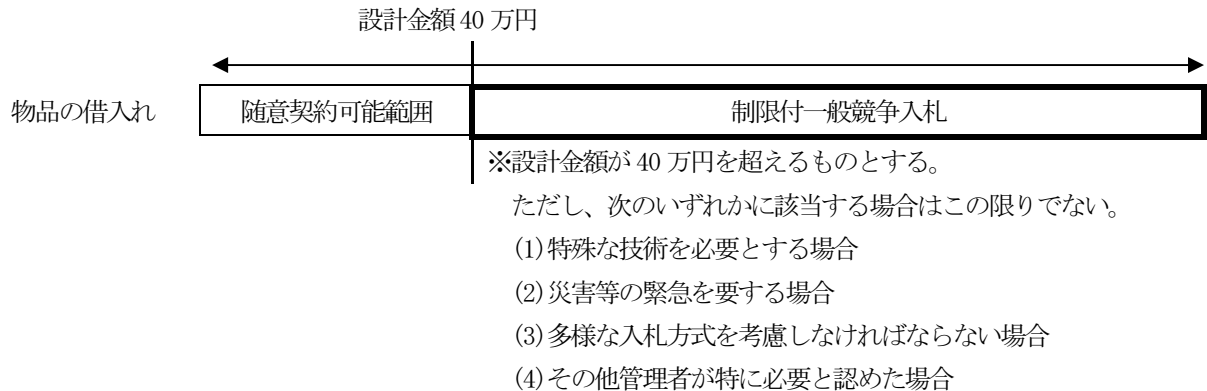
- 入札参加資格の確認は、開札終了後速やかに入札資格確認に必要な関係書類の提出を求め、落札候補者の入札参加資格の確認を行う「事後審査」方式とする。

#### (6) その他

- 入札の公告⇒本庁前掲示板で掲示するとともに、組合 HP に掲載する。
- 入札回数⇒2回を限度とする
- 入札結果の公表⇒落札決定後速やかに事務局での閲覧、組合 HP への掲載により、結果を公表する。

## 4 物件の借入れ

### (1) 設計金額別入札方法



### (2) 入札参加資格

- 制限付一般競争入札に参加するものに必要な資格要件は、次に掲げるとおりとする。
  - ①喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されている者であること。
  - ②施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - ③原則喜多方地方広域圏内業者(注 1)とする。ただし、特に必要と認める場合はこの限りでない(注 2)。
  - ④業務の業務種別により業務を履行するための許可等が必要と認められるものについては、当該許可等を受けていること。
  - ⑤指名停止を受けていないこと。
  - ⑥会社更生法に基づく更正手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者でないこと。
- (注 1、注 2 については建設工事と同様)

### (3) 設計図書等の閲覧

- 設計図書等の閲覧は当該公告において指定する期間、指定する場所において閲覧に供する。  
また、業者が設計図書等に質問がある場合は、公告で定める期限までに質問書により質問することができる。

### (4) 入札の方法

- 制限付一般競争入札の入札方法は「来庁による入札」とする。

### (5) 審査の方法

- 入札参加資格の確認は、開札終了後速やかに入札資格確認に必要な関係書類の提出を求め、落札候補者の入札参加資格の確認を行う「事後審査」方式とする。

### (6) その他

- 入札の公告⇒本庁前掲示板で掲示するとともに、組合 HP に掲載する。
- 入札回数⇒2回を限度とする
- 入札結果の公表⇒落札決定後速やかに事務局での閲覧、組合 HP への掲載により、結果を公表する。

## Ⅱ 制限付一般競争入札について

### 1 対象工事等について

制限付一般競争入札により入札を行う建設工事等は、次に掲げるとおりです。

(特殊工事等を除く。)

| 対象工事等              | 対象金額               |
|--------------------|--------------------|
| 建設工事               | 設計金額が 130 万円を超えるもの |
| 測量・設計コンサルタント業務     | 設計金額が 50 万円を超えるもの  |
| 役務の提供              |                    |
| 財産の買入れ（物品購入・備品購入等） | 設計金額が 80 万円を超えるもの  |
| 物件の借入れ             | 設計金額が 40 万円を超えるもの  |
| その他の請負契約           | 設計金額が 50 万円を超えるもの  |

### 2 発注工事等の公告について

#### (1) 公告について

制限付一般競争入札は入札の日時や内容等を記載した「公告」によりお知らせいたします。「指名競争入札」と違い、入札をお知らせする「通知」等は送付されませんので、必ず公告場所、組合ホームページにより入札の発注状況を確認してください。

#### (2) 公告日について

原則、毎週水曜日が公告日となります。ただし、都合により変更となる場合があります。

#### (3) 公告場所について

本庁（喜多方消防署）前掲示板に掲示するとともに、組合ホームページに掲載します。

#### (4) 公告の内容について

公告の内容については、発注案件公告文を参考にしてください。

### 3 最低制限価格制度について

設計金額が 130 万円を超える「建設工事」に「最低制限価格制度」採用します。

また、設計金額が 50 万円を超える「測量・設計コンサルタント業務」、「役務の提供」、「その他の請負契約」については、発注案件ごとに「最低制限価格制度」の採用の有無を定めます。

※最低制限価格制度：この制度は予め設定された最低制限価格を下回った入札者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格のうち一番入札額の低い者を落札者とするものです。

### 4 入札参加資格について

入札に参加できる要件は、以下のとおりです。

#### (1) 喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿への登録について

喜多方地方広域市町村圏組合工事等請負有資格者名簿に登録されている業者が入札参加の対象になります。

#### (2) 所在地区分について

原則として「喜多方地方広域圏内業者」とします。ただし、工種及び業種によって専門性や特殊性から喜多方地方広域圏内業者数が少ないことなどにより、競争性が確保できない場合は地域要件を拡げることとします。なお、「喜多方地方広域圏内業者」とは喜多方市又は北塩原村若しくは西会津町に本店又は支店若しくは営業所等を有する者としてします。

ただし、支店若しくは営業所等にあつては、次に掲げる要件を満たすものであることが必要です。

(ア) 支店若しくは営業所等に見積、入札、契約締結、契約代金の請求及び受領の権限が与えられている委任先であること。

(4)「法人設立事業所等設置申告書」が、本店又は支店若しくは営業所等を置く喜多方地方の市町村税務課で受付され、法人市町村民税を納付している者であること。

(3)建設業の許可等について

建設工事の入札に参加しようとする場合は、対象となる工種ごとに建設業法第3条第1項の規定による許可を受けていることが必要となります。

測量・設計コンサルタント業務、財産の買入れ、物件の借入れ、役務の提供、その他の請負契約で、許可を必要とする業種の入札に参加する場合についても、その許可を受けていることが必要となります。

(4)指名停止措置を受けた業者について

組合が発注する工事等の指名競争入札の参加を停止された業者については、その停止の期間が過ぎていることが条件となります。

(5)入札参加可能範囲について

入札に参加できる格付等級及び範囲は、その都度個別に設定するものとします。

(6)技術者の配置について

建設工事においては建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を、測量・設計コンサルタント業務においては、主任技術者、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ適正に配置することが必要となります。

(7)工事等の発注ごとに定める要件

必要に応じて各公告で要件を定める場合がありますので、その際は要件を満たしていなければなりません。

## 5 設計図書等の閲覧等について

設計図書等は、各公告で定める閲覧期間内において、指定する場所で閲覧することができます。

## 6 質問について

(1)質問書の受付について

設計図書等について質問がある場合は、質問書（様式第1号）を発注案件ごとに公告で定める質問期限までに、指定する提出先へ直接持参またはFAXで質問することができます。

(2)質問書の様式について

様式は、組合指定様式となります。様式については、組合ホームページよりダウンロードできます。なお、事務局財政係において配付します。

(3)質問に対する回答について

質問への回答は、質疑応答書（様式第2号）により速やかにFAXで回答するとともにその内容（質問及び回答）については指定する閲覧場所において閲覧することができます。

## 7 入札参加申込みについて

各工事等の発注内容を確認の上、入札参加資格要件を満たしていれば入札参加申込みができます。

(1)入札参加申込みの方法について

入札参加にあたり、事前に公告において指定する日までに、制限付一般競争入札参加申請書（様式第3号の1又は2。以下「入札参加申請書」という。）を事務局財政係に直接持参または郵送で提出することが必要になります。

なお、別途関係書類の提出を求める場合があります。

(2)入札参加申請書の様式について

様式は、組合指定様式となります。様式については、組合ホームページよりダウンロードできます。なお、事務局財政係においても配付します。

(3)記載事項について

記載事項については、記載漏れ、記載誤りのないよう注意してください。

(4) 代表者名等及び印鑑について

申込書には、会社の住所、商号又は名称及び代表者職氏名（委任先を設けている場合には委任先の営業所等の住所、商号又は名称及び代表者職氏名）を記入し必ず押印してください。

(5) 入札の辞退について

入札参加申請書を提出した者で、入札を辞退しようとする場合は開札日の前日までに入札辞退届（様式第4号の1又は2）を事務局財政係に直接持参または郵送により提出していただきます。

8 入札の方法について

制限付一般競争入札の方法については、「来庁による入札」とします。

なお、代理人が入札する場合は、「委任状（任意様式）」が必要となります。

**※平成27年4月以降の工事入札については、価格内訳書（様式第5号）が必要となります。**

**入札時に価格内訳書の提出がない場合、価格内訳の合計金額と入札書の記載金額が異なる場合は、無効となります。**

9 開札について

開札は、各公告に定められた開札日時、開札場所で公開により執行するものとし、入札回数については2回を限度とします。

10 落札候補者の決定について

(1) 開札後、最低価格で入札した者から第3順位者までの入札参加者（以下「落札候補者」という。）の入札金額及び入札参加者名を開札の場において読み上げ、落札候補者として決定します。

(2) なお、最低価格の入札参加者が複数ある場合や最低価格から第2番目又は第3番目の入札参加者が複数いる場合には、直ちにくじにより落札候補者の順位を決定します。

11 入札参加資格の確認について

(1) 入札参加資格確認の方法について

開札後速やかに落札候補者の入札参加資格の確認を行う「事後審査」とし、最低価格の落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、順次落札候補者の入札参加資格の確認を行います。

(2) 落札候補者の資格確認について

次に掲げる関係書類の提出を速やかに求めて、資格確認を行うこととします。ただし、①イ、②イ又は③イについては必要と認める場合に提出を求めることとします。

なお、必要な場合に限り入札案件ごとに下記以外の関係書類の提出を求めることとします。

① 建設工事

ア 建設業の許可書の写し

（支店・営業所等であれば、支店等での許可の内容が分かるものの写し）

イ 同種工事の施工実績調書（様式第6号の1）

ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第7号の1）

エ 配置予定技術者の恒常的雇用（3ヶ月以上）を確認できる書類（社会保険証等の写し）

オ 経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し（経営審査を受けている場合のみ）

カ 経営状況が確認できる書類（決算書の写し等）

（請負金額が建築一式工事で1500万円以下、その他の建設工事で500万円以下であって経営審査を受けていない場合のみ）

キ 納税証明書（喜多方市又は北塩原村若しくは西会津町に本店又は支店若しくは営業所等がある場合。本店又は支店若しくは営業所等を置く喜多方地方の市町村に納税義務が発生しているものすべての直近1年分）

## ②測量、設計コンサルタント業務

- ア 測量又は設計コンサルタント業務の登録証の写し
- イ 同種業務の施工実績調書（様式第6号の2）
- ウ 配置予定技術者に関する調書（様式第7号の2）
- エ 納税証明書（喜多方市又は北塩原村若しくは西会津町に本店又は支店若しくは営業所等がある場合。本店又は支店若しくは営業所等を置く喜多方地方の市町村に納税義務が発生しているものすべての直近1年分）

## ③財産の買入れ、物件の借入れ、役務の提供その他の請負契約

- ア 許可等の写し（その業務を履行するために許可等が必要な場合のみ）
- イ 同種業務の施工実績調書（様式第6号の2）
- ウ 定款の写し（業務目的が確認できるもの、法人のみ）
- エ 納税証明書（喜多方市又は北塩原村若しくは西会津町に本店又は支店若しくは営業所等がある場合。本店又は支店若しくは営業所等を置く喜多方地方の市町村に納税義務が発生しているものすべての直近1年分）

## (3)資格が満たされていない場合について

落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしていない場合には、資格確認不適合通知書（様式第8号）にて通知します。

## 12 契約締結について

### (1)落札者の決定について

落札候補者が入札参加資格を有することを確認したときは速やかに落札者として決定し、落札決定通知書（様式第9号）で通知し、契約締結します。

### (2)契約保証について（建設工事）

契約を締結しようとする場合、財務規則第97条第1項の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、管理者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証に係る証書を提出しなければなりません。

ただし、組合で準用する喜多方市財務規則第98条第1項の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除します。

### (3)契約書類の提出先について

事務局財政係に提出してください。

### (4)その他契約事項について

契約については、喜多方市財務規則及び工事請負契約約款に基づき契約締結するものとします。

## 13 入札結果の公表について

入札結果の公表については、入札結果（入札者、入札金額）を事務局財政係での閲覧及び組合ホームページ（入札結果）に掲載します。